

未入会の事業所の方へ

地区協議会への入会をお勧めします！



事業所の交通事故防止と
地域社会の交通安全に貢献しましょう。

事業所の繁栄は、安全運転から

協議会入会のメリット

- 優良安全運転管理事業所、優良安全運転管理者及び優良自動車運転者には、警察本部長や所轄の警察署長から表彰の機会が与えられます。
- 安全運転管理支援情報として、機関誌「安全運転管理群馬」（年4回発行）が送付されるほか、春と秋に実施される「全国交通安全運動」と夏と冬に実施される「県民交通安全運動」のポスターと実施要綱が随時提供されます。
- 顧問弁護士制度があり、初回のみ無料相談に応じてもらえます。
- 交通安全教育・交通事故防止対策用DVD等の無料貸出しが受けられます。
- 安全運転管理者等を対象とした安全運転中央研修所への幹旋と一部費用の助成が受けられます。
- 県協会員としての会員証プレートのほか「安全運転励行車」マグネットシートが交付されます。

お問合せ先

公益社団法人 群馬県安全運転管理協会

TEL 027-253-4136 FAX 027-253-4176

安全運転管理協会へ加入しましょう

～ 多くのメリットがあります ～

県協会及び県下各警察署単位に設置された地区協議会が、県警察本部・警察署と緊密な連絡を取り合いながら、事業所や地域における交通安全活動等の推進役となって、安全で快適な交通社会の確立と、事業所の発展に大きく貢献しています。

加入事業所だけの特典 無料法律相談 顧問弁護士が解決

相談できる方

- 群馬県安全運転管理協会
地区協議会に加入してい
る事業主及び従業員

相談できること

- 業務中及び使用中の交通
事故相談
- 事業活動に関する各種相談

相談要領・方法

- 1 先ず、群馬県安全運転管理協会に電話で連絡してください。
- 2 その後、顧問弁護士と相談日の打合せをしていただきます。
- 3 原則として面接相談ですが、弁護士の指示に従ってください。
- 4 従業員の相談は、安全運転管理者が窓口になっていただきます。
- 5 2回目からの相談、特別な調査、出張あるいは訴訟となった場合は相談者の費用負担となります。

★群馬県安全運転管理協会地区協議会への加入は、各地区協議会が窓口となっています★

・前橋地区協議会（前橋交通安全協会内）	前橋市元総社町 80-14	027-251-5415
・前橋東地区協議会（前橋東交通安全協会内）	前橋市天川大島町 1-9-9	027-243-3231
・高崎地区協議会（株井ノ上内）	高崎市八島町 265 イクビル 8F	090-9609-5518
・高崎北地区協議会（株井ノ上内）	高崎市八島町 265 イクビル 8F	090-9609-5518
・藤岡地区協議会（藤岡交通安全協会内）	藤岡市藤岡 1683-3	0274-50-8118
・富岡地区協議会（富岡交通安全協会内）	富岡市富岡 1200-3	0274-63-2424
・安中地区協議会（安中交通安全協会内）	安中市原市 707-4	027-382-0211
・伊勢崎地区協議会（伊勢崎交通安全協会内）	伊勢崎市今泉町 1-1215	0270-25-4544
・太田地区協議会（太田警察署内）	太田市鳥山下町 400-5	0276-33-0110
・大泉地区協議会（大泉交通安全協会内）	邑楽郡大泉町朝日 2-27-2	0276-62-2687
・館林地区協議会（館林交通安全協会内）	館林市赤生田町 1814-2	0276-72-5030
・桐生地区協議会（桐生交通安全協会内）	桐生市清瀬町 3-10	0277-44-9300
・渋川地区協議会（渋川交通安全協会内）	渋川市行幸田 298-1	0279-22-1125
・沼田地区協議会（沼田交通安全協会内）	沼田市東原新町 1550-10	0278-23-0368
・吾妻地区協議会（吾妻交通安全協会内）	吾妻郡東吾妻町大字原町 28-1	0279-68-2554
・西吾妻地区協議会（西吾妻交通安全協会内）	吾妻郡長野原町大字長野原 1518	0279-82-2588

私達の協会は、事業所の交通事故防止と交通事故のない社会の実現に
会員全員で活動しています。

協会のスローガン **広げよう 無事故の記録 職場から**